

No. 319【2018年8月17日配信】

明治25年に落成した2代目町役場 その2 (担当:工藤)

こんにちは！ 室長の工藤です。

8月3日配信に続き、今回も2代目の町役場のエピソードを紹介します。

明治29年(1896)5月14日正午頃、浜町の料理屋の建築現場付近で火の手が上がったといいます。数日来の晴天で空気が乾いていたのに加え、強風に煽られて火は浜町と新浜町、現在の本町3丁目6～7番地と同4丁目の辺りを1時間ほどで焼き尽くし、尻無川(現平和公園通)で焼け止まりました。そしてこの時、新浜町の町役場(現しあわせプラザ付近)も全焼します。

役場が全焼したことはそれ自体一大事ではありますが、その後町会で大問題になったのは「役場の文書が焼失した」という一件でした。火災発生後、役場の職員たちは書類をすぐそばの海岸に持ち出し避難させようとしてしました。しかし、火が役場にまで到達すると最早近づくことはできません。さらに、役場の焼け落ちる火の粉が飛び散り、持ち出した書類にも移り書類はすべて焼けてしまいました。もちろん、役場のなかに置いてあった職員の羽織、履物、お弁当までもすべて焼けてしまったのです。これを報じた『東奥日報』の記者は、「役場員は充分尽くすべき力を尽くしたる者なり」とこの職員たちを評価しています。

ところが、火災から1週間ほど過ぎた5月20日に開かれた青森町会では、その冒頭で議員らは小田桐勝英町長に対して、役場の書類をすべて焼失させたことへの責任を厳しく追及し、議事に入ることができなくなりました。加えて、会議の議長である町長に議長席を退くべしとの声もあがりました。そこで、小田桐町長は議長席を助役に譲り退席しましたが、その直後に辞職届を提出しました。この顛末を報じた新聞記事からは、助役と議員が組んでこの書類焼失の一件でもって町長の追い落としを謀った、すなわち政争の具に使ったようにも感じられますが事実は分かりません。とにかく、この火災により青森町は、役場と町長を失う結果を生むことになったのです。

さて、役場で書類を避難させたように、罹災区域ではやはり家財を外に運び出すことがありました。例えば、一の矢旅館の近くに消防の機械場があって、その周りに人々が避難させた家財を積んでいました。ところが、火の手はその機械場にも及びました。その時です、この旅館の主人が駆けつけ、機械場の柱をエイヤッとの掛け声とともに引き倒して家財への類焼を防いだといいます。この力持ちの主人、実は明治25年6月場所で引退した元大関一ノ矢藤太郎その人だったのです。